令和８年度　第１回　長野県道路メンテナンス会議

日時：令和 8 年 10 月 22 日(木)
14：45～16：30（予定）
場所：長野国道事務所
第一・二会議室
（ＷＥＢ併用会議）

議　事　次　第

１．　開会

２．　あいさつ

３．　議事
　１）　メンテナンス会議規約改正
　２）　長野県道路メンテナンス会議の経緯
　３）　長野県の令和７年度の点検状況
　４）　令和７年度道路メンテナンス年報より

【以下　非公開　報道関係者退出】

　５）　情報提供、意見交換等

４．　閉会

令和8年度
第1回　長野県道路メンテナンス会議

令和8年10月22日

長野県道路メンテナンス会議事務局

もくじ

１）メンテナンス会議規約改正　P.2～

２）長野県道路メンテナンス会議の経緯　P.7～

３）長野県の令和7年度の点検状況　P.13～

４）令和7年度道路メンテナンス年報より　P.15～

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1）メンテナンス会議規約改正

長野県道路メンテナンス会議規約

（会議の名称）
第１条　本会は、「長野県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（会議の目的）
第２条　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（会議事項）
第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について審議する。
（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
（３）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
（４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（会議の組織）
第４条　会議は、第２条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。
２．会議には会長及び副会長を４名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。
３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
４．会議の構成は「別表－１」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
５．会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－２」のとおりとする。
６．個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表－３」のとおりとする。
７．道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

（幹事会）
第５条　幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。
（１）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
（２）会議における協議議題の調整
（３）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
（４）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（地区会議）
第６条　地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。
２．この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

（事務局）
第７条　会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。
２．事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

（規約の改正）
第８条　本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）
第９条　本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）
本規約は、平成２６年　５月　２８日から施行する。

（一部改正）
平成３０年１２月１３日第４条第４項「別表－１」及び第６項「別表－３」を改正する。
令和元年７月９日第４条第４項「別表－１」を改正する。
令和４年８月２日第４条第４項「別表－１」を改正する。
令和６年８月２日第４条第４項「別表－１」を改正する。
令和７年１０月２１日第４条２項、４項「別表－１」、５項「別表－２」及び第７条２項を改正する。
令和８年１０月２２日第４条第４項「別表－１」及び５項「別表－２」を改正する。

令和８年度　長野県道路メンテナンス会議　名簿　　別表－１

	所　　属	役　　職
会長	国土交通省関東地方整備局	長野国道事務所長
副会長	国土交通省中部地方整備局	飯田国道事務所長
副会長	長野県建設部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	長野管理事務所長
副会長	中日本高速道路株式会社東京支社	松本保全・サービスセンター所長
会員	東日本高速道路株式会社関東支社	長野工事事務所長
会員	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
会員	中日本高速道路株式会社名古屋支社	飯田保全・サービスセンター所長
会員	小諸市	建設課長
会員	佐久市	土木課長
会員	小海町	産業建設課長
会員	佐久穂町	建設課長
会員	軽井沢町	地域整備課長
会員	御代田町	建設水道課長
会員	立科町	建設環境課長
会員	川上村	建設課長
会員	南牧村	産業建設課長
会員	南相木村	振興課長
会員	北相木村	経済建設課長
会員	上田市	土木課長
会員	東御市	建設課長
会員	長和町	産業建設課長
会員	青木村	建設農林課長
会員	岡谷市	技監兼土木課長
会員	諏訪市	建設課長
会員	茅野市	建設課長
会員	下諏訪町	建設水道課長
会員	富士見町	建設課長
会員	原村	建設水道課長
会員	伊那市	建設課長
会員	駒ヶ根市	建設課長
会員	辰野町	建設水道課長
会員	箕輪町	建設課長
会員	飯島町	建設水道課長
会員	南箕輪村	建設水道課長
会員	中川村	建設環境課長
会員	宮田村	建設課長
会員	飯田市	維持管理課長
会員	松川町	建設水道リニア対策課長
会員	高森町	建設課長
会員	阿南町	建設環境課長
会員	阿智村	建設農林課長
会員	平谷村	産業建設課長
会員	根羽村	振興課長
会員	下條村	振興課長
会員	売木村	産業課長

令和８年度　長野県道路メンテナンス会議　名簿　　別表－１

	所　　属	役　　職
会員	天龍村	振興課長
会員	泰阜村	振興課長
会員	喬木村	建設環境課長
会員	豊丘村	建設環境課長
会員	大鹿村	産業建設課長
会員	上松町	建設水道課長
会員	南木曽町	建設環境課長
会員	木曽町	建設農林課長
会員	木祖村	建設水道課長
会員	王滝村	経済産業課長
会員	大桑村	建設水道課長
会員	松本市	維持課長
会員	塩尻市	建設課長
会員	麻績村	振興課長
会員	生坂村	振興課長
会員	山形村	建設水道課長
会員	朝日村	建設環境課長
会員	筑北村	建設課長
会員	安曇野市	維持管理課長
会員	大町市	建設課長
会員	池田町	建設水道課長
会員	松川村	建設水道課長
会員	白馬村	建設課長
会員	小谷村	建設水道課長
会員	千曲市	道路河川課長
会員	坂城町	建設課長
会員	須坂市	道路河川課長
会員	小布施町	建設水道課長
会員	高山村	建設水道課長
会員	長野市	維持課長兼中部土木事務所長
会員	信濃町	建設水道課長
会員	飯綱町	建設水道課長
会員	小川村	建設経済課長
会員	中野市	都市建設課長
会員	飯山市	道路河川課長
会員	山ノ内町	建設水道課長
会員	木島平村	建設課長
会員	野沢温泉村	建設水道課長
会員	栄村	農林建設課長
会員	長野県建設部佐久建設事務所	整備課長
会員	長野県建設部上田建設事務所	整備課長
会員	長野県建設部諏訪建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県建設部伊那建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県建設部飯田建設事務所	整備課長
会員	長野県建設部木曽建設事務所	企画幹兼整備・建築課長

令和８年度　長野県道路メンテナンス会議　名簿

別表－１

	所　　属	役　　職
会員	長野県建設部松本建設事務所	企画幹兼計画調査課長
会員	長野県建設部安曇野建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県建設部大町建設事務所	企画幹兼整備・建築課長
会員	長野県建設部千曲建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県建設部須坂建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県建設部長野建設事務所	企画幹兼計画調査課長
会員	長野県建設部北信建設事務所	企画幹兼整備課長
会員	長野県道路公社	理事兼管理課長
会員	公益財団法人長野県建設技術センター	副参事兼建設技術課長
会員	上伊那広域連合	土木振興課長
会員	下伊那郡土木技術センター組合	事務局長兼業務課長
会員	木曽広域連合	建設課長
会員	北アルプス広域連合	総務課長
会員	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局　道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局　道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
事務局	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所　管理第二課長	
	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所　計画課長	
	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所　保全対策官	
	国土交通省中部地方整備局　飯田国道事務所　建設専門官	
	長野県建設部　道路管理課　課長補佐兼市町村道係長	
	東日本高速道路株式会社関東支社　長野管理事務所　工務担当課長	
	中日本高速道路株式会社東京支社　松本保全・サービスセンター　工務担当課長	

長野県道路メンテナンス会議　幹事会名簿(Ｒ８)

別表－２

	所　　属	役　　職
幹事長	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中部地方整備局　飯田国道事務所	副所長
副幹事長	長野県建設部道路管理課	企画幹
	東日本高速道路株式会社関東支社　長野管理事務所	副所長
	中日本高速道路株式会社東京支社　松本保全・サービスセンター	副所長
	長野市建設部維持課	維持課長兼中部土木事務所長
	松本市建設部維持課	維持課長
	上田市都市建設部土木課	土木課長
	飯田市建設部維持管理課	維持管理課長
	南牧村産業建設課	産業建設課長
	飯島町建設水道課	建設水道課長
	南木曽町建設環境課	建設環境課長
	高山村建設水道課	建設水道課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部上田建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課　技術専門員
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部木曽建設事務所	整備・建築課　技術専門員
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課　主任技術専門員
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課　技術専門員
	長野県建設部大町建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部須坂建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課　主任技術専門員
	長野県建設部北信建設事務所	整備課　主任技術専門員
	長野県道路公社	理事兼管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	参事兼事務局次長
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	事務局長兼業務課長
	木曽広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	総務課長
	長野建設事務協議会	次長
事務局	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所管理第二課	課長
	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所計画課	課長
	国土交通省関東地方整備局　長野国道事務所	保全対策官
	国土交通省関東地方整備局　飯田国道事務所	建設専門官
	長野県建設部道路管理課	課長補佐兼市町村道係長
	東日本高速道路株式会社関東支社　長野管理事務所	工務担当課長
	中日本高速道路株式会社東京支社　松本保全・サービスセンター	工務担当課長

2）長野県道路メンテナンス会議の経緯

・道路メンテナンス会議の概要
・長野県道路メンテナンス会議のこれまでの経緯（H26～R8年度）
・長野県道路メンテナンス会議の令和７年度の主な取り組み

道路メンテナンス会議の概要

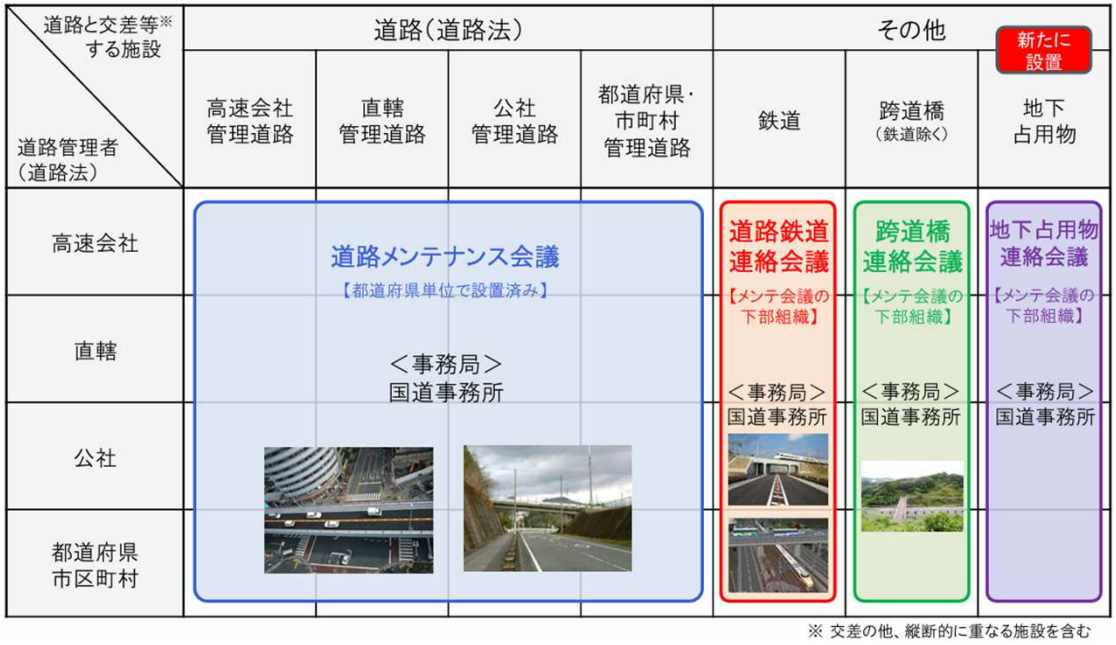
関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、平成26年7月までに各都道府県で「道路メンテナンス会議」を設置

体制

- 地方整備局（直轄事務所）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等）
- 道路公社

役割

1．研修、基準類の説明会等の調整
2．点検、修繕において、有線順位等の考え方に該当する路線の選定、確認
3．点検、措置状況の集約、評価、公表
4．点検業務の発注支援（地域一括発注等）
5．技術的な相談対応　　等



※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

対象施設

○鉄道を跨ぐ全ての道路橋（跨線橋）
○道路を跨ぐ全ての鉄道橋（跨道鉄道橋※）
※跨道鉄道橋は、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする

構成員

○地方整備局（道路部、直轄事務所）
○地方運輸局（鉄道部）
○地方公共団体（都道府県、政令市、市町村）
○高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速）
○鉄道事業者

役　割

○点検計画、修繕、耐震補強計画等の調整
○メンテナンスに関する情報共有
○耐震補強に関する情報共有
○その他要望、要請事項、意見交換等

長野県道路メンテナンス会議のこれまでの経緯（１）

平成26年度	4月14日	社会資本整備審議会道路分科会建議 「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」
	5月28日	平成26年度 第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	6月25日	定期点検要領を策定 ・道路橋定期点検要領 ・道路トンネル定期点検要領 ・シェッド,大型カルバート等定期点検要領 ・横断歩道橋定期点検要領 ・門型標識等定期点検要領
	7月1日	維持修繕に関する奨励・告示施行 [国土交通省令] ・道路の維持又は修繕に関する技術的基準類 [告示] ・トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示
	9月26日	長野県道路メンテナンス会議第１回幹事会開催
	10月20日	平成26年度 第２回長野県道路メンテナンス会議開催
	12月25日	平成26年度 第３回長野県道路メンテナンス会議開催

長野県道路メンテナンス会議のこれまでの経緯（２）

	3月13日	第１回長野県跨道橋連絡会議開催
平成27年度	6月9日	平成27年度 第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	8月25日	平成27年度 第２回長野県道路メンテナンス会議開催
	12月24日	平成27年度 第３回長野県道路メンテナンス会議開催
平成28年度	7月14日	平成28年度 第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	7月14日	第２回長野県跨道橋連絡会議開催
	10月31日	平成28年度 第２回長野県道路メンテナンス会議開催
	1月26日	第１回長野県道路鉄道連絡会議開催
	2月28日	平成28年度 第３回長野県道路メンテナンス会議開催
平成29年度	6月22日	平成29年度 第１回長野県道路鉄道連絡会議開催
	6月22日	平成29年度 第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	12月20日	平成29年度 第２回長野県道路メンテナンス会議開催
	3月14日	平成29年度 第３回長野県道路メンテナンス会議開催
平成30年度	6月21日	平成30年度 第１回長野県道路鉄道連絡会議開催
	6月21日	平成30年度 第２回長野県道路メンテナンス会議開催
	12月13日	平成30年度 第３回長野県道路メンテナンス会議開催
令和元年度	7月9日	令和元年度 第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	7月9日	令和元年度 第１回長野県道路鉄道連絡会議開催

長野県道路メンテナンス会議のこれまでの経緯（３）

令和２年度	2月17日	令和２年度第1回長野県道路メンテナンス会議開催
	2月17日	令和２年度第1回長野県道路鉄道連絡会議開催
令和３年度	7月30日	令和３年度第1回長野県道路メンテナンス会議開催
	7月30日	令和３年度第1回長野県道路鉄道連絡会議開催
	11月2日	令和３年度第２回長野県道路鉄道連絡会議開催
	11月2日	令和３年度第1回長野県跨道橋連絡会議開催
令和４年度	8月2日	令和４年度第1回長野県道路メンテナンス会議開催
	8月2日	令和４年度第1回長野県道路鉄道連絡会議開催
令和５年度	8月4日	令和５年度第1回長野県道路メンテナンス会議開催
	8月4日	令和５年度第1回長野県道路鉄道連絡会議開催
令和６年度	8月2日	令和５年度第2回長野県道路メンテナンス会議開催
	8月2日	令和５年度第2回長野県道路鉄道連絡会議開催
令和７年度	5月7日	令和７年度第１回長野県地下占用物連絡会議開催
	8月6日	令和７年度第２回長野県地下占用物連絡会議開催
	10月21日	令和７年度第１回長野県道路メンテナンス会議開催
	10月21日	令和７年度第１回長野県道路鉄道連絡会議開催
令和８年度	5月15日	令和８年度第１回長野県地下占用物連絡会議開催
	8月27日	令和８年度第２回長野県地下占用物連絡会議開催

長野県道路メンテナンス会議の令和7年度の主な取り組み

【令和7年度開催状況】

令和７年５月７日　　第１回長野県地下占用物連絡会議

令和７年８月６日　　第２回長野県地下占用物連絡会議

令和７年１０月２１日　第１回長野県道路メンテナンス会議

【令和7年度　第1回長野県メンテナンス会議開催状況】



【令和7年度　第1回　長野県地下占用物連絡会議開催状況】



【令和7年度　第２回　長野県地下占用物連絡会議開催状況】



3）長野県の令和7年度の点検状況

3.長野県の令和7年度の点検状況

長野県の点検状況は、橋梁が4,953橋、トンネルが65カ所、道路付属物が85施設である。

管理者	点検実施数		
	橋梁	トンネル	道路付属物等
国土交通省	158	9	30
高速道路会社	160	16	37
長野県	766	36	16
市町村	3,869	4	2
総計	**4,953**	**65**	**85**

※令和8年6月末時点の全国道路施設点検データベース（XROAD・基礎情報）の掲載データを基に集計

４）令和7年度道路メンテナンス年報より

・道路メンテナンス年報（２０２５年度）の概要

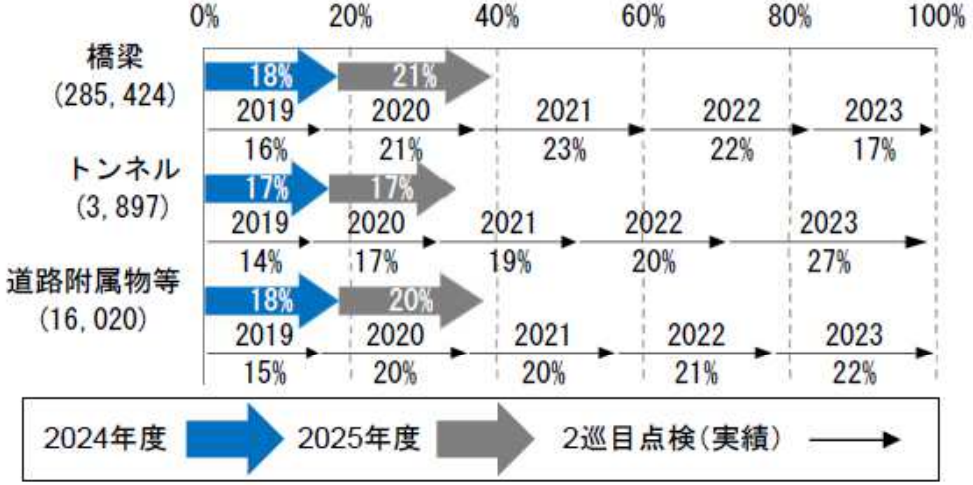
・橋梁等の２０２５年度（令和７年度）点検結果をとりまとめ

道路メンテナンス年報(2025年度)の概要

国土交通省

○橋梁・トンネル・道路附属物等について、3巡目の点検は2巡目と比べて着実に進捗。
　橋梁について、地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準。
○建設後50年を経過した橋梁数は増加している一方、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少。

■ 橋梁・トンネル・道路附属物等の3巡目点検実施状況



3巡目の点検は2巡目に比べ着実に進捗

■ 2巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数 ※1	措置に着手済みの施設数 ※2	うち完了
国土交通省	3,684	3,370 (91%)	1,915 (52%)
高速道路会社	2,725	2,157 (79%)	1,408 (52%)
地方公共団体	48,494	33,541 (69%)	21,833 (45%)

地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準

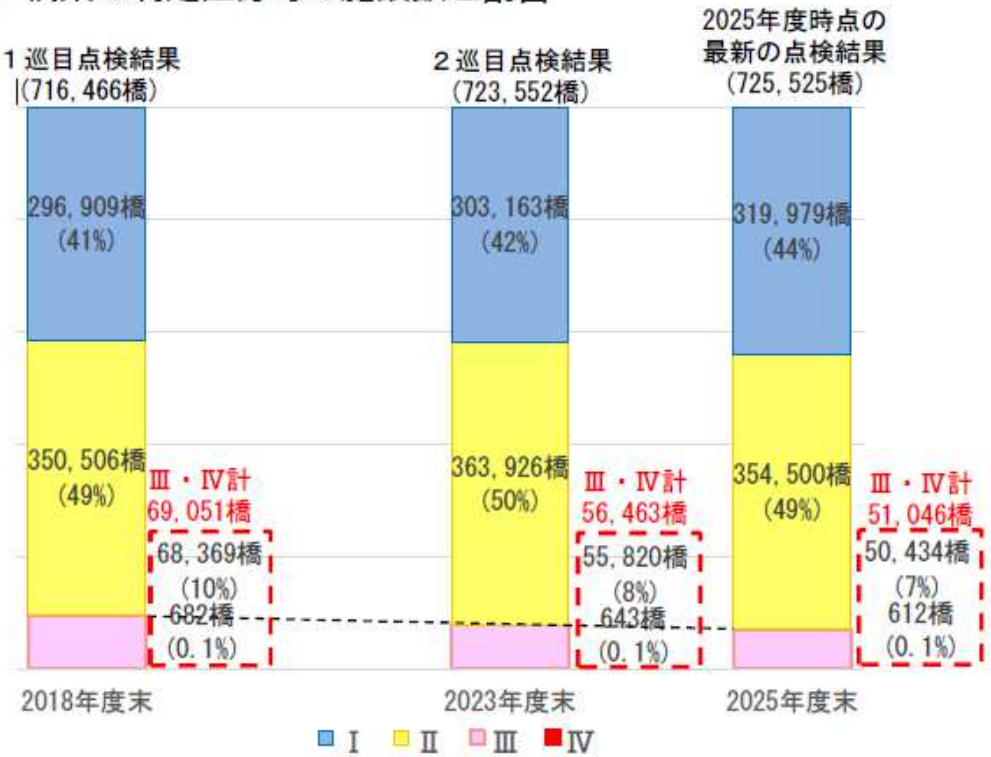
※1:判定区分Ⅰ～Ⅳのうち、判定区分Ⅲ(早期措置段階)及び判定区分Ⅳ(緊急措置段階)の橋梁数
※2:判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとされている

■ 建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

■ 橋梁の判定区分毎の施設数と割合



2025年度末時点では、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は51,046橋であり、年々着実に減少している

（参考）道路メンテナンス年報の公表

国土交通省

○国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解いただくため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてとりまとめて公表。

■ 道路メンテナンス年報公表に関する経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[2012.12]

○ 道路法の改正[2013.6] ： 点検基準の法定化（橋梁・トンネル・道路附属物等）

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[2014.7] ： 5年に1回、近接目視による点検開始

○ **道路メンテナンス年報公表**[2015.11～（毎年）]

【主な掲載内容】 ・橋梁、トンネル、道路附属物等の点検結果及び修繕等措置の実施状況

・舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果及び修繕等措置の実施状況 等

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年８月 26 日
道路局 国道・技術課

橋梁等の 2025 年度（令和7年度）点検結果をとりまとめ
～道路メンテナンス年報（3巡目2年目）の公表～

2013 年度の道路法改正等を受け、2014 年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018 年度に1巡目点検、2023 年度に2巡目点検が完了し、2024 年度から 3 巡目点検が実施されています。
今般、2025 年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

○主なポイント

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検は平準化が図られつつある（ p1 ）
 - 3巡目2年目（2025 年度）の点検実施状況は、橋梁：39%、トンネル：34%、道路附属物等：38%と、2巡目2年目を上回っており、着実に平準化が図られつつあります。

2. 措置が必要な橋梁数は着実に減少し、予防保全への移行に向け進捗（ p3 ）
 - 2025 年度末時点で、建設後 50 年以上経過した橋梁数は、2018 年度末時点と比較して増加(約 13 万橋⇒約 24 万橋)している一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少(約 6.9 万橋⇒約 5.1 万橋)しており、予防保全への移行に向け修繕等措置は着実に進捗しています。

 ※判定区分Ⅲ：早期に措置を講ずべき状態　判定区分Ⅳ：緊急に措置を講ずべき状態

3. 地方公共団体の修繕等措置の着手状況に遅れ（ p5 ）
 - 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずるべきとしていますが、2020 年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁のうち、地方公共団体の修繕等の措置の着手率は 79%にとどまっております。

4. 地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の取組状況（ p7 ）
 - 地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2019 年度末より毎年着実に増加しており、2025 年度末時点では 97%となっています。
 - 道路メンテナンス事業補助制度において集約撤去等に取り組む地方公共団体を支援しており、2025 年度は 124 団体を支援しております。
 - なお、道路施設の集約・撤去ガイドラインについては、地方公共団体の取組の一助になるよう、 以下の Web ページにて公表しています。
 https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/pdf/tekkyo-jirei.pdf

5. 路面下空洞調査の実施状況（ p8 ）
 - 国土交通省が 2025 年度に実施した路面下空洞調査の調査延長は 2,788km であり、全体延長の約 12%となっております。
 - 発見された空洞のうち路面陥没の可能性が高いと判定された空洞は 194 箇所で、すべての箇所で修繕等に着手しております。

6. 道路陥没の発生件数とその要因【新規】（ p9,10 ）
 - 2025 年度に発生した道路陥没件数は直轄国道で 101 件、都道府県管理道路で 1,282 件、市町村管理道路で 9,844 件となっております。
 - 陥没の要因は様々ありますが、その中でも道路排水施設の割合が高くなっております。
 - 都市部に着目すると、全道路と比較して、占用物件に起因する陥没の割合が高くなっております。

道路メンテナンス年報は、以下の Web ページにてご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

＜問い合わせ先（1～4については①、5,6については②）＞
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室
①：課長補佐 三好、田島（内線 37892、37863） ②：課長補佐 荒井、中本（内線 37852、37858）
電話：（代表） 03-5253-8111 （直通） 03-5253-8494

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

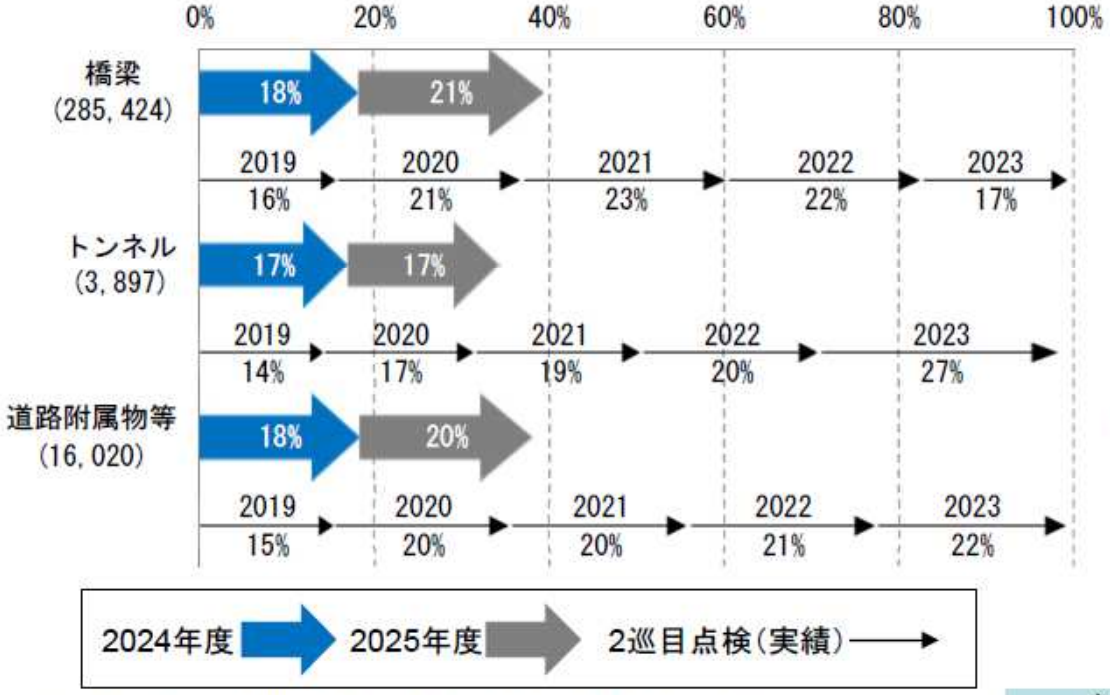
国土交通省

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検実施状況は、橋梁：39%、トンネル：34%、道路附属物等※ ：38%となっており、2巡目2年目を上回り着実に進捗している。

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：24%、道路附属物等：10%

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

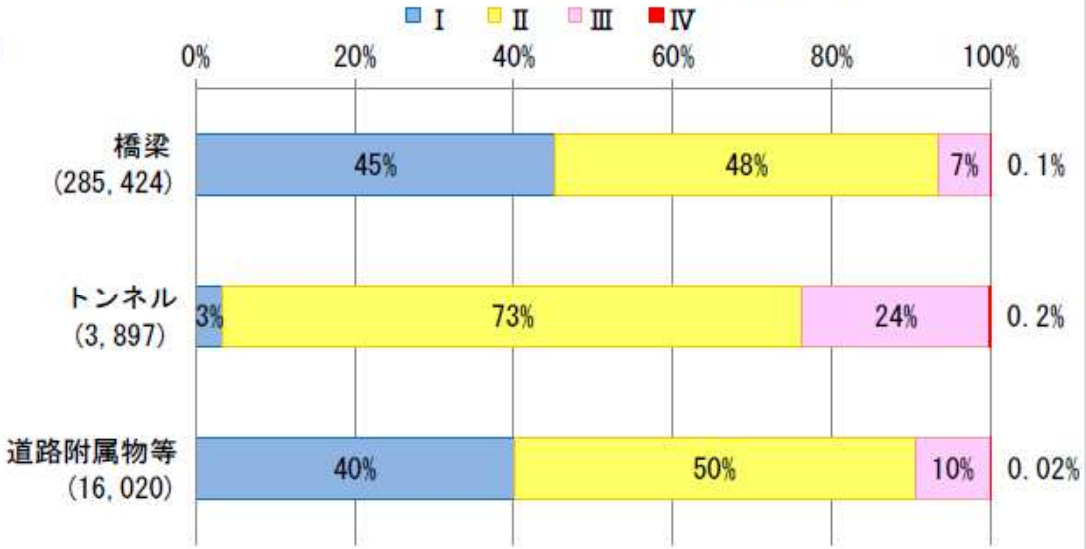
3巡目（2025年度）の点検実施状況



2024年度 → 2025年度 → 2巡目点検（実績）⟶

※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目（2025年度）の点検結果



※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

国土交通省

判定区分Ⅲ 早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理　床版鉄筋露出
※床版：橋の裏側



地方自治体管理　主桁腐食



地方自治体管理　支承腐食

判定区分Ⅳ 緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理　主桁腐食・欠損



地方自治体管理　床版鉄筋露出



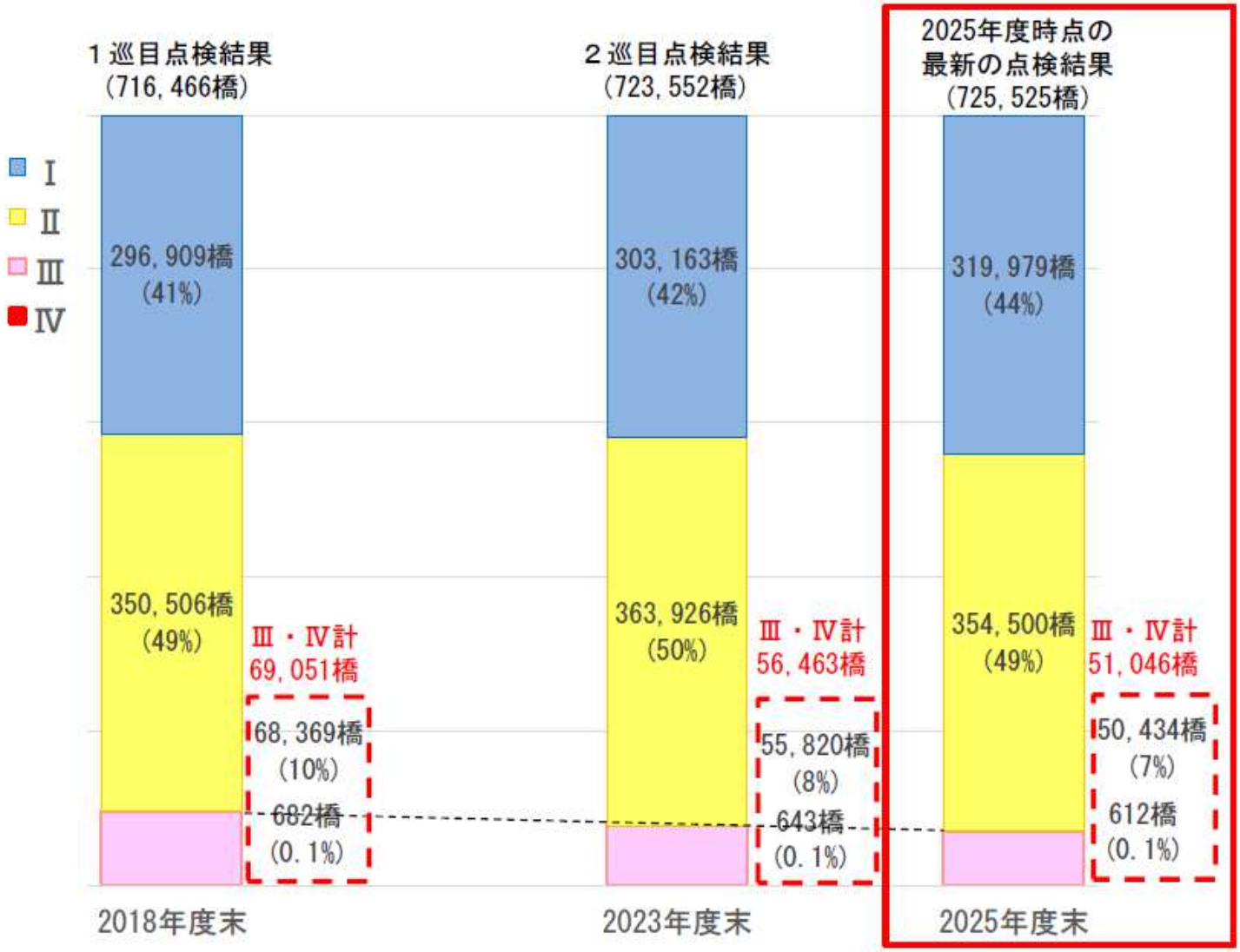
地方自治体管理　橋脚洗掘

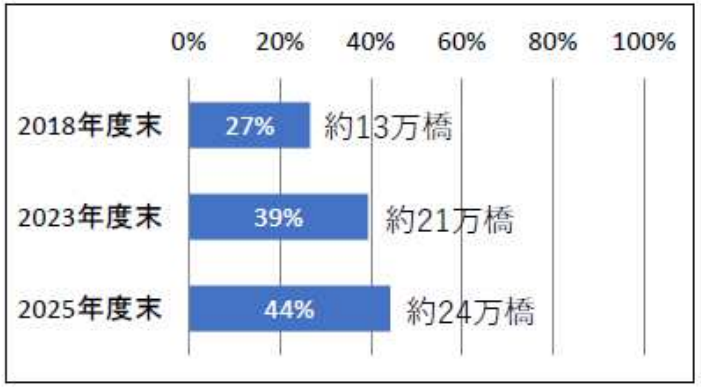
2025年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:44%、Ⅱ:49%、Ⅲ:7%、Ⅳ:0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は51,046橋であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。





（参考）建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

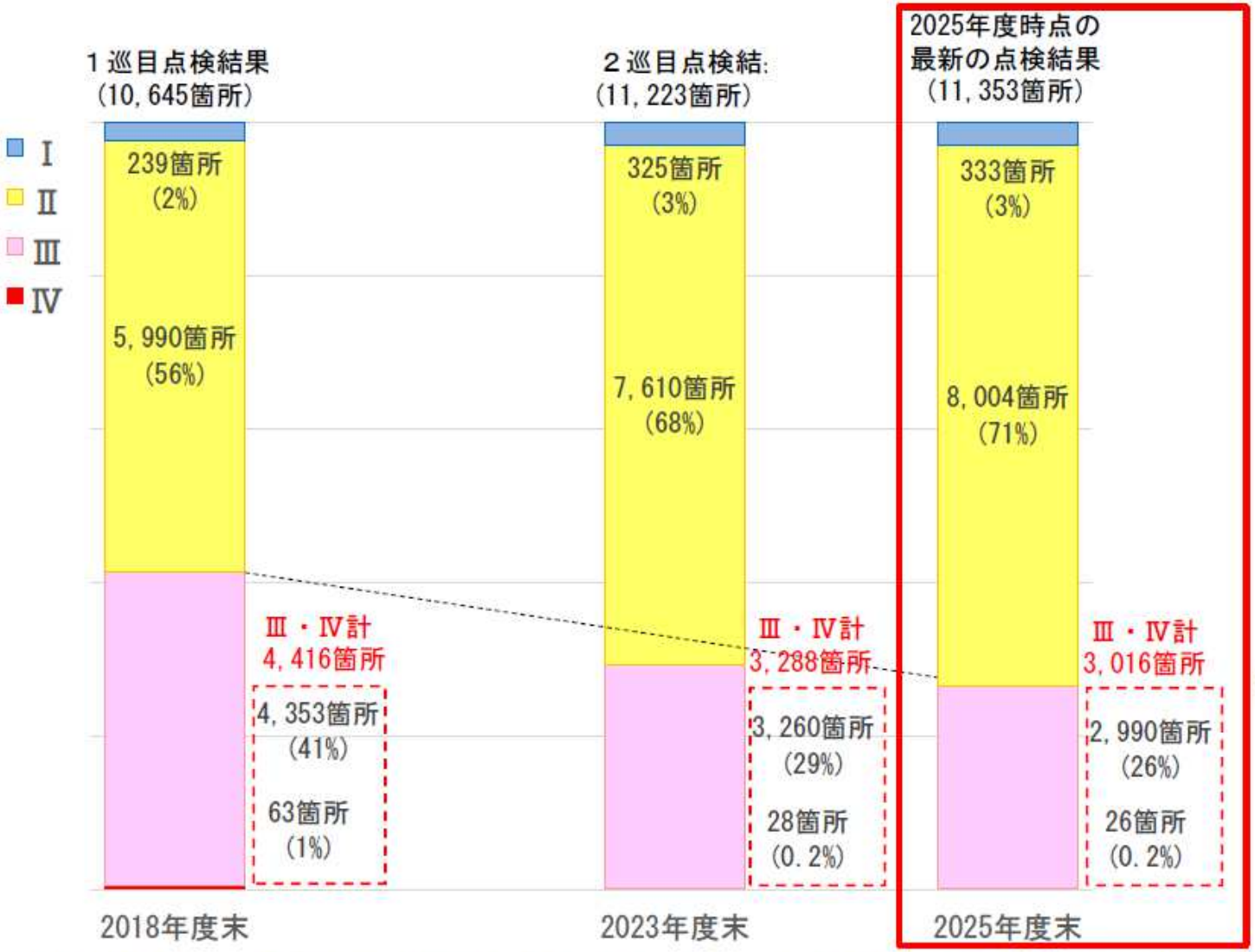
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

2025年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:3%、Ⅱ:71%、Ⅲ:26%、Ⅳ:0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,016箇所であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。





(参考)建設後50年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

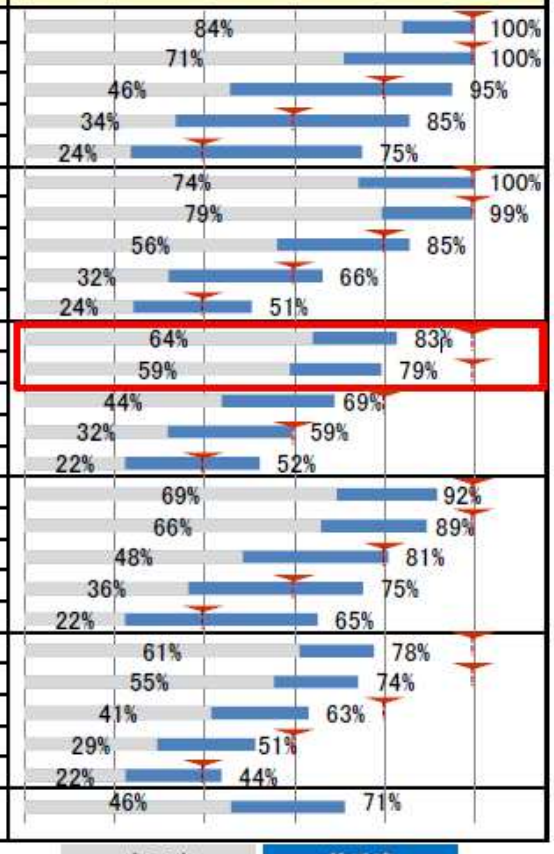
2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：91%、高速道路会社：79%、地方公共団体：69%、完了した割合は、国土交通省：52%、高速道路会社：52%、地方公共団体：45%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,684	3,370 (91%)	1,915 (52%)	314 (9%)		2,891 (78%)	1,328 (36%)
高速道路会社	2,725	2,157 (79%)	1,408 (52%)	568 (21%)		1,662 (61%)	937 (34%)
地方公共団体	48,494	33,541 (69%)	21,833 (45%)	14,953 (31%)		28,537 (58%)	15,574 (32%)
都道府県 政令市等	16,907	13,653 (81%)	8,291 (49%)	8,616 (19%)		11,988 (70%)	5,945 (35%)
市区町村	31,587	19,888 (63%)	13,542 (43%)	11,699 (37%)		16,549 (52%)	9,629 (30%)
合計	54,903	39,068(71%)	25,156(46%)	15,835(29%)		33,090(60%)	17,839(32%)



：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：89%、高速道路会社：77%、地方公共団体：79%、完了した割合は、国土交通省：61%、高速道路会社：64%、地方公共団体：57%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	（参考）2024年度末時点 うち完了
国土交通省	421	376 (89%)	258 (61%)	45 (11%)		325 (77%)	184 (44%)
高速道路会社	425	328 (77%)	272 (64%)	97 (23%)		266 (63%)	198 (47%)
地方公共団体	2,366	1,860 (79%)	1,344 (57%)	506 (21%)		1,677 (71%)	1,044 (44%)
都道府県 政令市等	1,805	1,538 (85%)	1,149 (64%)	267 (15%)		1,417 (78%)	918 (51%)
市区町村	561	322 (57%)	195 (35%)	239 (43%)		260 (46%)	126 (22%)
合計	3,212	2,564(80%)	1,874(58%)	648(20%)		2,268(71%)	1,426(44%)



▼：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

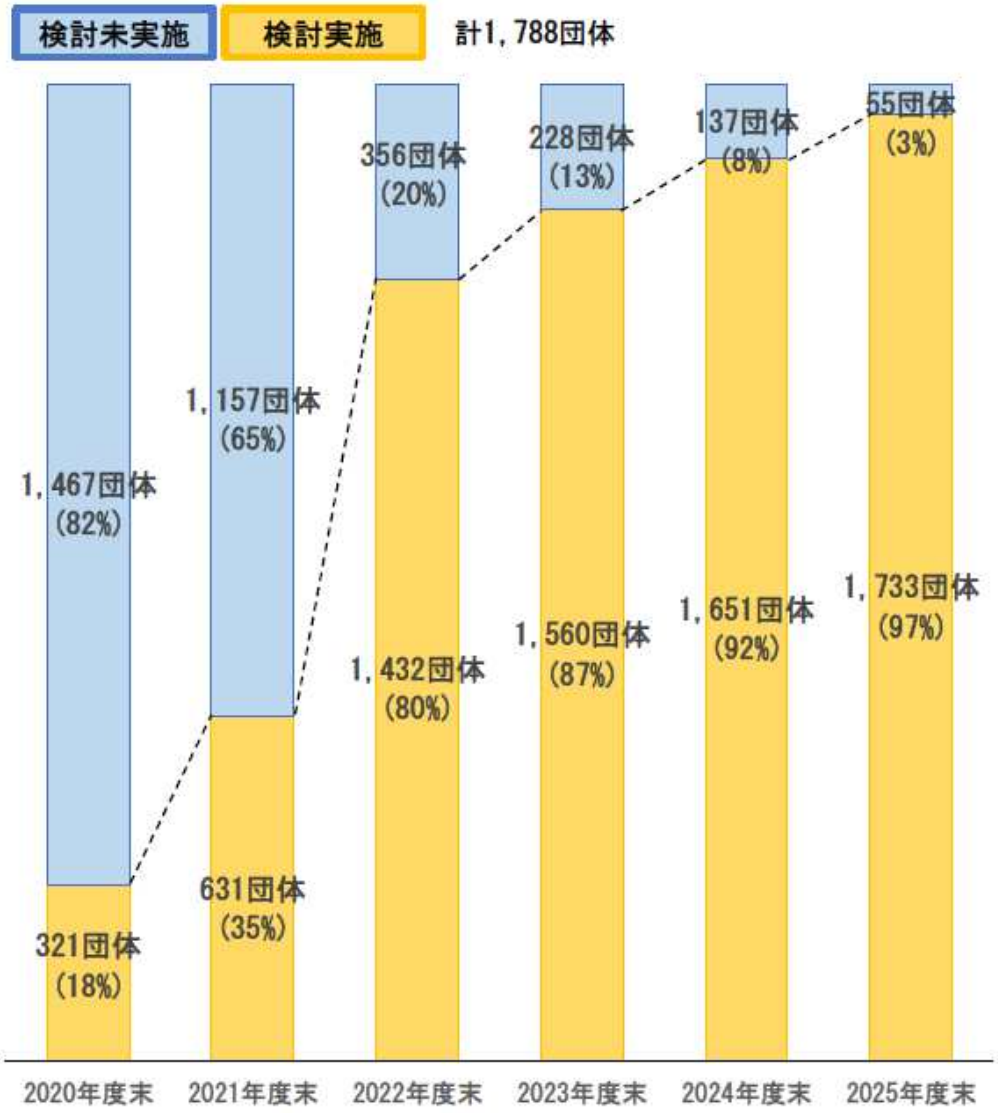
完了済　着手済

地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の取組

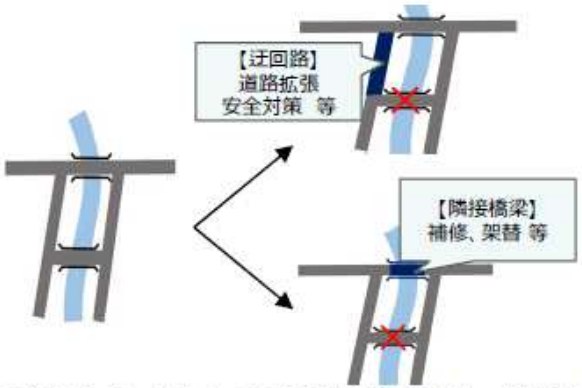
国土交通省

○ 地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2025年度末時点で97%となっている。
○ 道路メンテナンス事業補助制度では、集約・撤去等に取り組む地方公共団体を支援しており、2025年度は124団体を支援。
○ また、地方公共団体の取組の一助になるよう、道路施設の集約・撤去ガイドラインを公開している。

■地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の検討状況



■道路メンテナンス事業補助制度の対象となる集約・撤去事業等の例



■道路施設の集約・撤去ガイドライン（R8.3公表）



■道路メンテナンス事業補助制度により集約・撤去等を支援した地方公共団体数



路面下空洞調査の実施状況（2025年度・国土交通省）

国土交通省

○ 直轄国道における2025年度の路面下空洞調査の調査延長は2,788km（調査対象延長の約12%）
○ 調査の結果、路面下空洞が8,419箇所確認され、そのうち路面陥没の可能性が高いと考えられる区分Aが194箇所（2%）
○ 区分Aの194箇所については、全ての箇所で修繕等に着手済み

■路面下空洞調査の調査結果

道路管理者	調査対象延長（道路延長）	調査延長（道路延長）	空洞確認箇所	路面陥没の可能性		
				A（高い）	B（中程度）	C（低い）
国土交通省	20,810km	2,788km	8,419箇所	194箇所（194）※	3,842箇所（169）※	4,383箇所（33）※

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
（埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断）

2026.3末時点

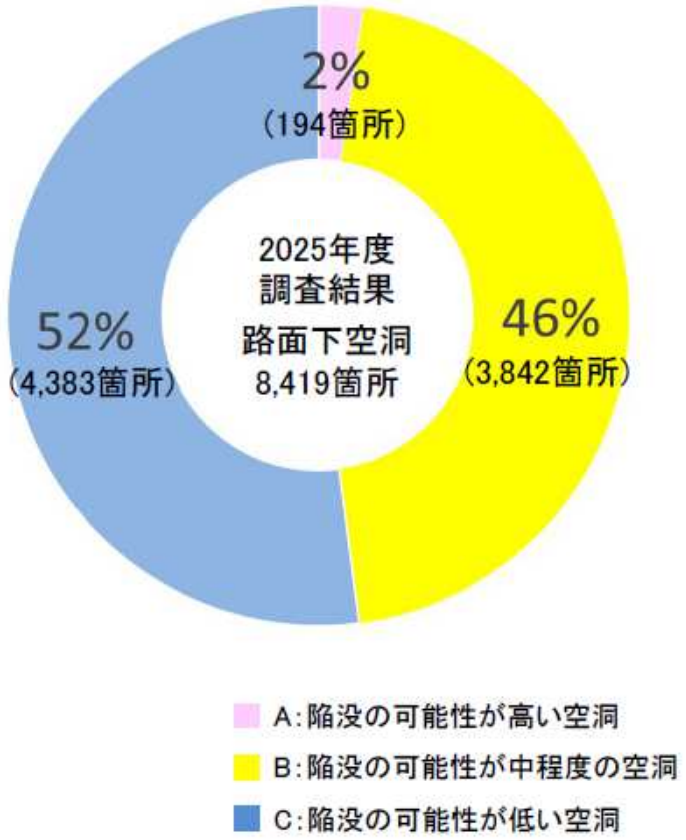
■修繕等の優先度が高い箇所の修繕実施状況

路面陥没の可能性	修繕等の優先度が高い箇所※	修繕等に着手済み箇所	うち完了
A（高い）	194箇所	194箇所（100%）	194箇所（100%）
B（中程度）	169箇所	131箇所（78%）	131箇所（78%）
C（低い）	33箇所	31箇所（94%）	31箇所（94%）

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
（埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断）

2026.8.26時点

■路面陥没の可能性判定区分の割合



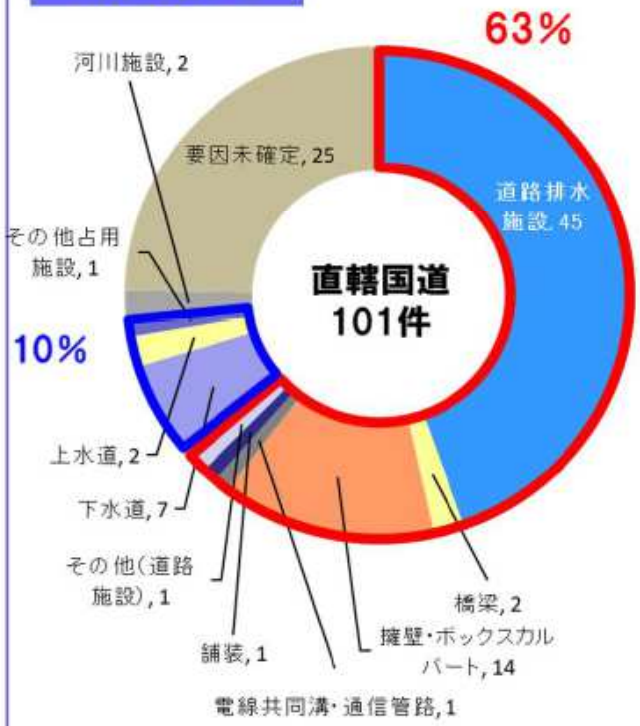
道路陥没の発生件数とその要因（全道路）

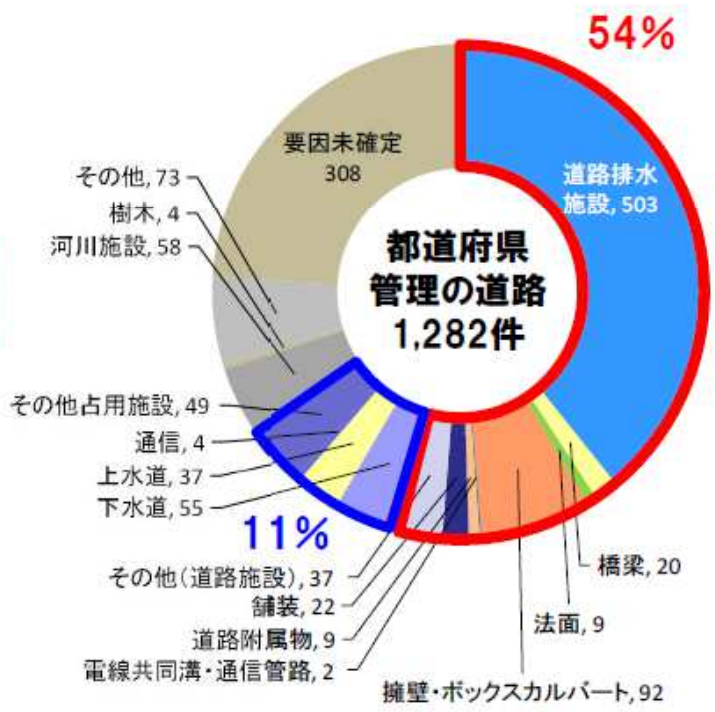
国土交通省

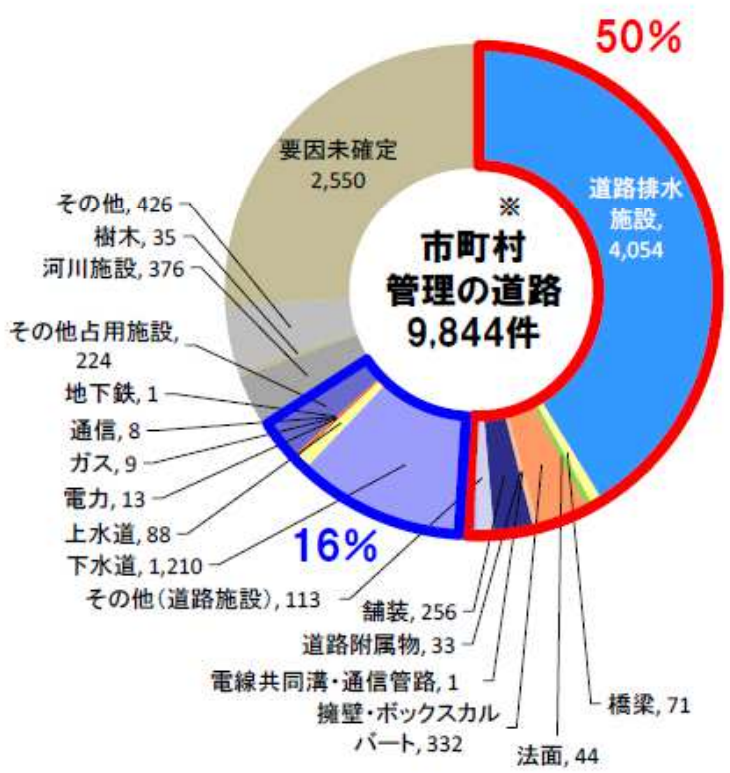
○ 2025年度に発生した道路陥没件数は直轄国道で101件、都道府県管理道路で1,282件、市町村管理道路で9,844件です。
○ 陥没の要因は様々ありますが、水が流れる施設（道路排水施設、下水道、水道）の件数が多く、その中でも道路排水施設の割合が高くなっています。

道路陥没発生件数の内訳

2025年度







※ 政令市、特別区含む

＊ ポットホールは含まない

道路施設が要因の陥没

道路占用物件が要因の陥没

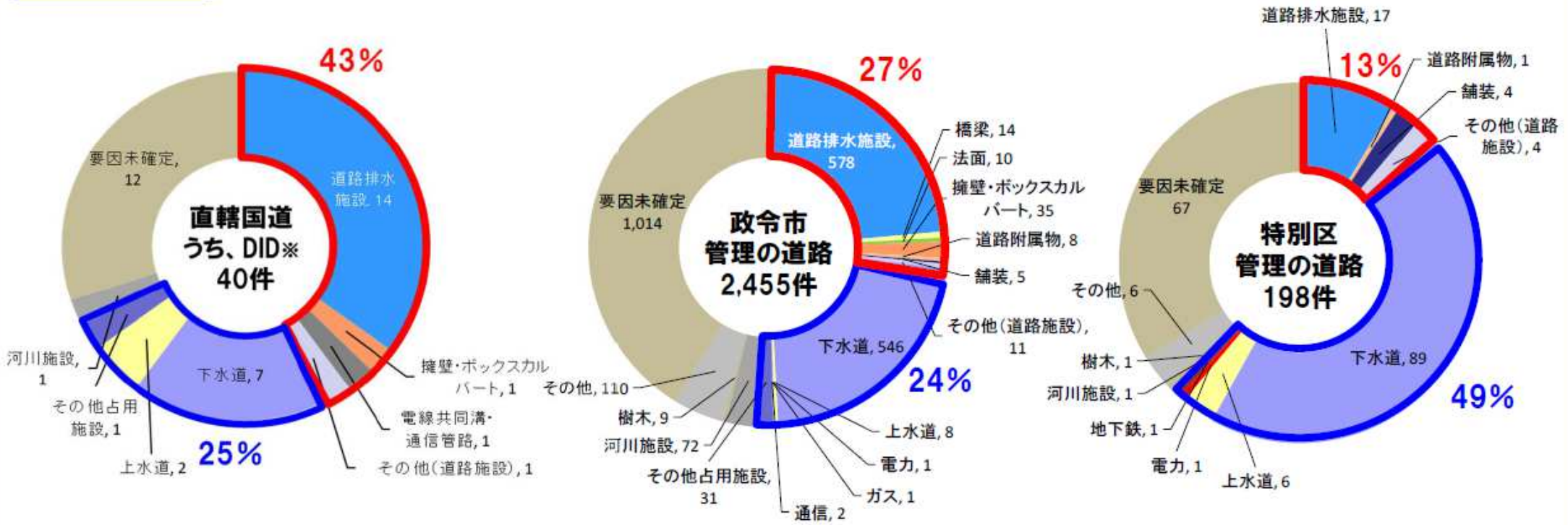
道路陥没の発生件数とその要因（都市部）

国土交通省

○ 2025年度に発生した道路陥没件数のうち、都市部で発生したものについては、全道路と比較すると、占用物件を要因とする割合が大きく、特に下水道が多くなっています。

道路陥没発生件数の内訳

2025年度



※ DID：人口集中地区

＊ ポットホールは含まない

道路施設が要因の陥没

道路占用物件が要因の陥没